

## 西原町社会福祉協議会ボランティア活動校（園）助成事業実施要綱

### 1. 目的

西原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が町内保育園及び幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学（以下「学校等」という。）の園児・児童・生徒を対象として、ボランティア活動や日常における身近な福祉活動をするなかで、社会福祉への理解と関心を高め思いやりの心を育むとともに地域社会への啓発を図ることを目的とする。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 西原町社会福祉協議会

### 3. 実施方法

関係機関の協力を得て実施する。

### 4. 助成金対象

町内の各保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校  
町内大学（福祉に関するボランティアサークルまたは団体に限る）

### 5. 事業経費

本事業に関する経費は、赤い羽根共同募金配分金をもって充てる。

### 6. 助成事業実施期間

助成事業の実施期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

### 7. 助成金交付

申請書の内容を適当と認めた場合は、助成金交付決定通知書（第2号様式）をもって学校等へ通知し助成金を交付する。

### 8. 助成金額

「ボランティア活動校（園）助成金交付要項」を別に定める。

### 9. 活動校（園）の活動

各学校等が、その学校の実状に合わせ、園児、児童会、生徒会、クラブ及び同好会等が中心になり、独自の創意と計画に基づき社会福祉への理解と関心を高め、自主的活動として定着することを目的に活動する。

#### 《活動の例示》

##### （1）学習活動

- ・社会福祉についての研究会、講演会、映写会等の活動

- (2) 調査活動
  - ・地域社会における福祉問題の調査研究
- (3) 行動を通して学ぶ活動
  - ・社会福祉施設での見学、訪問、交流活動
  - ・各学校行事への老人、障害児者等の招待
  - ・地域社会への奉仕活動（美化清掃作業等）
  - ・募金活動（赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動）
- (4) その他目的を達成するための活動

#### 8. 西原町社会福祉協議会の実施事項

- (1) 申請のあった学校等に活動助成金を交付する。
- (2) 学校等の学校長、園長または指導（担当）教諭や代表者を対象として必要に応じて連絡会議（福祉教育連絡会）を持ち、連絡・交流を図る。
- (3) 学校等が活動を実施するにあたり資料・情報・備品などの斡旋、提供、貸し出しを行うこと。
- (4) その他必要な事業を行うこと。

#### 9. 「ボランティア活動校（園）」の実施事項

- (1) 助成を申請する学校等は、その年度の初めに活動計画（第 1-1 号様式、第 1-2 号様式）を本会に提出する。
- (2) 助成を受けた学校等は、年度終了時に年間の活動実績（第 3-1 号様式、第 3-2 号様式）を本会に提出する。

#### 附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。